

第8回
糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月7日(金) 午後1時00分から午後3時30分

2. 開催場所 糸島市役所 1号会議室

3. 出席委員 (17人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	井上孝治
副会長	3番	丸山文子
委員	4番	田中正一
	5番	原田正成
	6番	藤嶋政秀
	7番	松尾幸子
	8番	古家春利
	9番	加茂和義
	11番	中原誠也
	12番	宗孝幸
	13番	奥功
	14番	山北敬子
	16番	濱地則夫
	17番	宗敏郎
	18番	東司時隆
	19番	荻原昌之

4. 欠席委員 (2名)

	10番	古家貴喜
	15番	三坂勝弥

5. 議事日程

議事

議案第71号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について

議案第72号 非農地証明願について

議案第73号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第74号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第75号 糸島市住宅に付属する農地指定申請について

議案第76号 糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

6. その他

1) 農地移動適正化あっせんてんまつについて(報告)

- 2) 農地改良届について（報告）
- 3) 農地取得に係る営農のヒアリング資料について
- 4) 農政対策委員会報告について
- 5) 農地対策委員会B班の報告について
- 6) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（9月認定分）
- 7) 今後の予定について
- 8) その他

7. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	楠 原 一 昭
農 地 活 用 係 長	前 村 永 久
主 事	赤 嶺 尚 人
主 事	沖 香 菜 子

事務局

井上職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。

職務代理者

こんにちは。

今日は農繁期のお忙しい中に出席いただきましてありがとうございます。

朝は雨が降ったんですが、昼からは御覧のように天気がよくなりました。四、五日前の気温からは想像できないぐらい、今朝も最高は23度でしたか、ぐっと気温も下がってまいりました。これから忙しくなる中、皆さん体調に気をつけて農作業をまたしていただきたいと思います。

ただいまより第8回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、三坂委員は退院はされたそうですが、まだ自宅療養ということで今日も欠席となっております。古家委員も家庭の事情で欠席だそうです。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたします。

ただいまの時点で、本日の出席は現在16名の出席を得ております。委員の過半数が出席しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長

— 省 略 —

それでは、議事録署名人の指名をいたします。瀧地則夫委員と奥功委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第71号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、あっせん委員の指名と並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。

それでは、番号1番のほうから説明していきます。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

こちらにつきましては、議案書の96ページのほうにあっせんのてんまつのを載せております。

議案書の3ページのほうを御覧いただきたいと思いますが、まず
640番1につきましては、から約360メートルほど
西側に位置しております。

686番1のほう、下から2つ目、こちらにつきましては
のすぐ北側というところでは

それ以外の6筆につきましては、から大体300から360メ
ートルぐらいのところに6筆が位置しておるといところでございます。
こちらにつきましては、あっせんのでんまつがついておりますけれども、
このうちさんのほうがあっせんが不調に終わったといところでござ
います。もう一人のさんのほうにつきましては、今調整中といところ
ではございますが、今回あっせんの申出筆数が多いといことで、譲受
候補者のさん、プラス追加の譲受候補者の選定をお願いするものでご
ざいます。

あわせまして、三坂委員のほうは今動けない状況といことでございま
すので、あっせんの農業委員の指名のほうもお願いしたいと考えておりま
す。

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上4件でございますが、よろしくお願いたします。

議 長

ただいま事務局側より説明がありました。
早速あっせん委員さんの指名をいたします。

【地区別にあっせん委員を指名】

以上4件ですので、あっせん譲受候補者の選定をお願いいたします。
ほかの方は暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 それでは、候補者が出そろったようですので、発表をお願いいたします。

 まず受付番号1番につきまして、前原地区の推進委員よろしくお願いたします。

推進委員 **【候補者名読み上げ】**

議 長 それでは、受付番号2番について引津地区の推進委員お願いいたします。

推進委員 **【候補者名読み上げ】**

議 長 それでは、受付番号3番につきまして、怡土地区の推進委員お願いいたします。

推進委員 **【候補者名読み上げ】**

議 長 続きまして、受付番号4番につきましては、福吉地区の推進委員お願いいたします。

推進委員 **【候補者名読み上げ】**

議 長 それでは、事務局のほうより、もう一度確認をお願いいたします。

事務局 **【地区別にあっせん委員を指名】**

議 長 それでは、あっせん成立に向けてよろしくお願いたします。

議 長 それでは、次の議事に入ります。

事務局 議案書の12ページをお願いいたします。
 議案第72号「非農地証明願について」御審議をお願いいたします。

議 長 それでは、非農地証明願ということで、受付番号1番の小川推進委員、お願いいたします。

推進委員

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の13ページの地図をお願いいたします。現地調査説明資料は1ページと2ページをお願いいたします。

現地は山林化しており、農地への復元が困難であると認められることから、非農地であるということでもとまりました。

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、番号2番を波多江推進委員、お願いいたします。

推進委員

非農地証明願、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の15ページの地図をお願いします。それから、現地調査説明資料の3ページと4ページをお願いします。

1356番7は山林化、1445番3は竹林化しており、農地への復元が困難であると認められることから、非農地であるという意見でもとまりました。

以上、報告します。

議長

続きまして、受付番号3番を丸田推進委員、お願いいたします。

推進委員

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の17ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の5ページと6ページをお願いします。

申請地は竹林化しており、農地への復元は困難であると認められることから、非農地であるという意見でもとまりました。

以上、報告します。

議長

ありがとうございました。

3番とも認定相当だという報告が上がっております。

質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

ないようでしたら採決に移ります。
1番から3番まで、証明書の発行に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

議長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の20ページをお願いいたします。
議案第73号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議長

では、3条の申請ということで1番から8番まであります。
まず番号1番から、田中委員、報告をお願いいたします。

農業委員

議案第73号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」。
受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

この土地につきましては、以前はミカンが植えてありましたが、現在は山林状態であります。普通売買です。よろしく申し上げます。

議長

続きまして、受付番号2番を濱地委員、お願いいたします。

農業委員

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議長

続きまして、番号3番を丸山副会長、お願いします。

副会長

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きまして、番号4番を奥委員、お願いします。

農業委員 受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きまして、5番、6番を続けて加茂委員、お願いします。

農業委員 5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

それと6番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 それでは、番号7番につきましては藤嶋委員、お願いします。

農業委員 受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きまして、番号8番を宗孝幸委員、お願いします。

農業委員 受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 それでは、2番と7番につきましては、第3調査部会のほうより面談を行っております。松尾副部長より報告をお願いいたします。

副部長 それでは、議案書20ページの受付番号2番、議案書22ページの受付番号7番の面談報告をいたします。

9月30日に第3調査部会で面談を行いましたので、報告いたします。

2番、XXXXXXXXXXさんについて報告します。

議案書の103ページから106ページを御覧ください。

■さんは41歳で糸島市二丈に住んであります。糸島の志摩で海鮮井の飲食店を経営してあります。それ以前は、土地改良事業などの農業土木のコンサルタント業をしてありました。今回、糸島でワイン用のブドウを栽培し、行く行くはワインの醸造・加工・販売までをチャレンジしたいと考えておられます。現在研修中ではありますが、なかなか難しく、土壌の研究もしてあり、並行して醸造についての研修も受けておられます。栽培はレインカットハウスを建築し行う予定ですが、初年度は鉢植えを行い、次年度からハウス内に定植する計画だそうです。

第3調査部会としましては、ハウスの件も含め、かなり研究してあり、兼業ということで営農が継続できる方だと思っています。ぜひいいワインを造ってください。楽しみにしていますと声かけをしております。

次に、受付番号7番、■さんについて報告いたします。

議案書の107ページから109ページを御覧ください。

■さんは40歳で糸島市浦志に住んであります。大工をされており、糸島市で家を購入しようとしたところ、この話があったそうです。

農地は、家庭菜園として自分が食べる分はつくりたいと考えておられます。農業は未経験ですが、知り合いの農家さんから教わりながらやられるそうです。家は自分でリフォームを行い、住まれるそうです。敷地内にある小屋は、屋根瓦の修繕を行い、壊さないよう使いたいということです。

第3調査部会としましては、予定どおりに住宅が完成しない場合でも草刈りなどしっかりやってください。農業を楽しんでくださいと声をおかけしております。

以上、報告します。

議長

ただいま3条に関する報告がありました。

何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

ありませんでしょうか。

加茂委員、5番と6番、これは宅地も含めて、所有権の移転を含めてもあれで、これだけの誤差が出ておるということで理解してよろしいですか。

農業委員

そういうことです。

議長

何か御意見ありましたら。

8番のあっせん売買ということで、これは金額のほうに分かっておたら。

事務局

あっせん売買、受付番号8番のこちらは総額が■でございます。補記のほうお願いいたします。■が総額です。

議 長

ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

審査表の説明をお願いします。

事務局

今回の審査表につきましては、19ページに記載しております7つの審査項目によって判断の材料としていくわけでございますけれども、このうち1つでも「はい」に該当しますと原則許可ができないというところでございますけれども、今回受付番号2番、7番につきまして、表の右から3項目の50アールに経営面積が達しないというところで該当してきております。

まず受付番号2番につきましては、副部長報告もありましたとおり、議案書の資料でいけば106ページ、面積につきましては50アール(5,000平米)に満たないわけでございますけれども、今回の面談で集約的農業、こういうレインカットハウスを構築しまして、施設のブドウを作りたいという内容での提案でございます。この部分が集約的農業ということで認められればクリアするものでございます。

次に、受付番号7番でございますけれども、こちらもちよつと出ましたが、住宅に附属する農地の指定申請ということで、こちらは50アールの下限面積の特例を糸島市独自で認めておりますので、こちらの50アール面積についてもクリアするというものでございます。

2番につきまして、集約的農業というところで認められるのではないかと考えておりますが、ほかの案件につきましては全て「いいえ」に該当してきておりますので、書類審査上は許可相当と言えるものでございます。よろしく願いいたします。

議 長

それでは、採決に移ります。

3条につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

少し早いですけれども、5条に入りますと案件が多うございますので、ここで15分、2時5分から始めたいと思います。休憩といたします。

(休 憩)

議長 会議が始まる前に、ちょっと今日は携帯電話の鳴るとがちょっと多いので、マナーモードか電源を切るか、よろしくお願いします。

また、ちょっと電話がかかってきて、急用なこと以外は電話で外へ出るとか、外で話すとか、そういう形なり。

それでは、議事に入ります。

事務局 議案書の25ページをお願いいたします。

議案第74号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議長 それでは、第3調査部会のほうより調査しております。松尾副部会長のほうより報告をお願いします。

副部会長 議案第74号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」報告をいたします。

それでは、受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の30ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の7ページと8ページをお願いいたします。

今回3区画の造成計画です。農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないことから問題はありません。

第3調査部会としては、関係各課からは特に支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響もないことから許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の35ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査説明書の9ページと10ページをお願いします。

今回11区画の造成計画です。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続した農地に住宅建築の目的であり、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第3調査部会としましては、都市計画法の開発許可が伴う案件であり、関係各課の協議が調いますし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断しています。

続きまして、受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の40ページをお願いいたします。別冊の現地調査説明資料の11ページと12ページをお願いいたします。

農地区分は第1種農地ですが、集落に接続した農地に住宅建築の目的であり、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第3調査部会としましては、都市計画法の開発許可が必要な案件であり、関係各課との協議が調います。また、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断しています。

続きまして、受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の45ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査説明資料の13ページと14ページをお願いします。

農地区分は農用地区域内の農地ですが、土砂の仮置き場ということで、一時的な転用行為のため不許可の例外に該当し、問題ありません。なお、土砂については申請地から350メートル南西側の宅地造成用の土ということを知っております。

第3調査部会としましては、関係各課からは特に支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断しています。なお、申請人へは盛土高を下げることや周辺地への被害防除の徹底について意見を述べております。

続きまして、受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の49ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の15ページと16ページをお願いします。

農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないため問題ありません。

第3調査部会としましては、関係各課から特に支障となる意見は出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当としています。

続きまして、受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の54ページの地図をお願いいたします。別冊の現地

調査説明資料の17ページと18ページをお願いします。

農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないため問題ありません。

第3調査部会としましては、関係各課から特に支障となる意見は出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当としています。

続きまして、受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の59ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の19ページと20ページをお願いいたします。

農地区分は第1種農地ですが、集落に接続した農地に住宅建築の目的であり、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第3調査部会としましては、都市計画課の意見については耕作契約の状況からクリアしますし、ほかの関係各課からは特に支障となる意見も出ていません。また、周辺農地への影響もないことから許可相当であると判断しています。なお、申請地は昨年8月に取得された農地ですが、一部に作付が確認できましたし、草刈りなど適正に管理されていました。農業をされるための住宅であり、やむを得ないと考えております。

続きまして、受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の65ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査説明資料の21ページと22ページをお願いいたします。

今回宅地化の造成計画です。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続した農地に住宅建築の目的であり、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第3調査部会としましては、都市計画法の開発許可の必要な案件であり、関係各課との協議が調いますし、また周辺農地への影響もないことから許可相当であると判断しています。

続きまして、受付番号9番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の70ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査説明資料の23ページと24ページをお願いいたします。

農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないことから問題はありませぬ。

第3調査部会としては、周辺農地への影響はありませんが、都市計画との分家要件の協議が調っていない状況でしたので、継続審議と判断しています。その後、事務局へ連絡がありましたら補足をお願いいたします。

事務局

調査部会の段階で、分家住宅、分家の要件、線引き以後の分確認を取るようになっておったんですけども、その後、申請代理人のほうに確認しますと、まだ県の協議、事前協議とかが書類がそろわないためちょっとできていないという状況で聞いておりますので、まだ分家要件の確認はできておらんという状況で報告させていただきます。以上です。

議長

じゃあ、続いてお願いします。

副部長

続きます、番号10番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の75ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の25ページと26ページをお願いいたします。

この申請は8月総会で継続審議とした案件です。造成規模や造成の計画高の関係で、地形形状変更審査会の実施後に審議することにしておりました。農地区分は農用地区域内の農地ではありますが、農地改良に伴う一般的な転用行為のため、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第3調査部会としましては、特に関係各課から支障となる意見は出ておりませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断しています。

最後になります。受付番号11番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の80ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査説明資料の27ページと28ページをお願いいたします。

農地区分は農用地区域内の農地ではありますが、改良行為に伴う一時的な転用行為のため、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第3調査部会としましては、特に関係各課から支障となる意見は出ておりませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断しています。なお、申請人には周囲の農業者への事前の工事の周知を行っていたくよう伝えていきます。

以上、報告いたします。

- 議長 ただいま5条の申請の説明がありました。
全部を通しまして、何か質問、意見がありましたらお願いいたします。
- 農業委員 受付番号の10番、継続審議の部分ですけど、地形審にかかったということでもありますけど、現地の中で道との差がかなりあった部分があったと思うんですよね。そこいらはどういうふうに整理されたもんか、ちょっとお願いしたい思います。
- 議長 事務局、その辺の説明をお願いします。それと、これ図面の差し替えはできたとかね。
- 事務局 こちら図面の差し替えということで、79ページのほうの断面図でございますけど、こちらのほうが差し替わった状況になっております。以前は境界部分のほうがうまく明示されておらん状況でございましたので、断面図は差し替えしておる状況です。
基本的にはこちら、川沿いといいますか、市道の高さの基本合わせる計画でなっております。こちら断面からいきますと、A-A'断面でいくとA側ですかね。ちょっとあぜといいますか、造る部分が市道より上がるような形になりますが、市道と同等の高さというところで断面、B断面ですかね、C断面も高さ的には合わせる形になってくる計画でございます。
そういう形で、ちょっと図面の差し替え等は、こういう内容で行っております。以上です。
- 農業委員 今の藤嶋委員とちょっと同じような意見ですけど、この79ページの断面のA-A'で市道までの高さが1.1メートルぐらいあるで、そのぐらいの高さやったかいなと思ってですね。
- 議長 1.1メートルが……。
- 農業委員 1.1メートルの造成でしょうね。それで市道並みの高さになるとこの図面ではなっていますが、とてもじゃないけど1.1メートルの高さじゃなかったような気がするんですけど、8月の調査部会ではと思っております。
- 議長 大体からいうたら、あれから少し下がるよって、真ん中辺がどうなると言っていなかったかな。
- 事務局 このA-A'とE-E'、E-E'のほうの方が分かりいいと思うんですけども、今委員の御指摘のとおり、現地のほうブロックでいけば12段ぐ

らい違っていましたので、約2メートル幾つかは差があります。こちら1.11という断面の高さについては、確かに御指摘どおり誤りじゃないかなと思っております。

計画としましては、こちらE-E'からいきますと、435番の2というところが宅地で北側になって、そのすぐ南の434-1の実際の高低差が約2メートルあるところがございます。

計画としましては、このサイズ、寸法の部分については誤りがあると思いますが、この部分、ブロックの約半分上ぐらいの1.11ほど上げたいという計画ということは聞いております。なので、高さ的にはブロックの半分ぐらい、半分より下、半分ちょっと上ぐらいで1.11ぐらいを上げて435-2の宅地と段差はつくという計画でございます。

それに併せましてA-A'、A側の部分でございますが、こちら1.11を上げるという計画で書いてありますが、ここの道路との境界というところでは道路のほうも下っていく状況でございますので、こちらちょっと図面と整合できない部分が出てくるのかなと思っております。高さ的にはここの部分、下り坂の市道でございますけれども、1.11上がってこの市道と同じ高さになるのかというところはちょっと精査が必要かと思えます。以上です。

議 長

それは、もう一回図面を書き直させると。

事務局

ですね、この部分につきましては、もう一度市道の高さ、どこを測っておるのかという部分で図面の差し替えを求めていきたいと思えますけれども……。

議 長

そのあれで今も判断、低くなると、差し替えるけんちょっと低くなるんじゃないかということで判断しておいていいわけ。

事務局

そうですね、市道とA-A'のA側のほうですかね、市道と同じ高さではなくなるというところで話していただいていいと思います。この部分については差し替えというところで考えております。

ほかの、こちら下っていく道路でございますので、ほかのB断面であるとかにつきましては基本市道の高さに合わせるという計画になるという計画でございます。以上です。

議 長

ということで、ちょっと図面はまた差し替えるということで、低くなるという判断でお願いしたいということでございます。

ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議長

9番のこれにつきましては、都市計画法のあれがまだ、整理が調っていないということで継続審議という格好に持っていきたいと思いますが、何かそれにつきまして質問、意見ありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決に移る前に審査表を説明をお願いします。

事務局

こちら農地法第5条の許可申請につきましては、一般基準、立地基準に基づきまして審査していただくわけでございますけれども、まず一般基準としましては、議案書の23ページ、24ページに記載しておるところでございます。

まず、こちら見てみますと、受付番号1番以降、資力及び資金はもう適当であるとか、必要最小限の面積というところで、こちら資金計画、適当である、該当がないというところと、あとは農地改良行為につきましては営農計画書、農地改良行為の部分と一時転用の仮置き場の部分ですかね、あの部分、申請書の5条の4番につきましても造成後、仮置き側と作付計画が出ておる状況でございます。こちらの一般基準につきましてはクリアする内容でございます。

25ページから記載しております立地基準でございますけれども、まず1番、 でございますが、こちら第2種農地で代替地がない場合につきましては該当できるということでございますのでクリアします。

2番の につきましては、こちら第1種農地ということでございますが、住宅建築売り買いの部分で集落接続の部分も不許可の例外に該当し、問題ございません。

3番、 につきましても、第1種でございますが、集落に接続する不許可の例外に該当してきます。

4番、 につきましては、農振農用地の農用地区域内の農地でございますが、一時的な転用行為で、工事が終わりますと農地に戻るものでございますので、こちら不許可の例外に該当。

5番、 につきましては、第2種農地でほかに転用の代替地がない場合はクリアします。

同じく6番の につきましても第2種農地ということで、転用のほかの代替地がないということで該当してきます。クリアするものでございます。

7番、 につきましては、こちら第1種農地の判定でございますが、集落に接続する住宅建築で不許可の例外に該当してきます。

8番、[]につきましても、こちら第1種農地でございますが、こちら
も集落接続の住宅建築ということで不許可の例外に該当してくる。

[]につきましては、こちら分家住宅の要件というところで、こちら今要件
が確認できていないという状況でございますので、立地基準上は該当する
んですけども、こちら分家の要件確認ができない限り、ちょっと審議
ができない状況でございます。

10番の[]でございますが、こちら農用地区域内の農地でご
ざいますけれども、一時的な転用行為に、農地改良で農地造成になります
ので不許可の例外に該当するものでございます。

11番、[]につきましても農用地区域内の農地でございますが、一時
的な転用行為、農地に戻るというところで不許可の例外に該当しますので
問題ございません。以上でございます。

議 長

ただいま審査表の結果を説明していただきました。

それでは、採決に入ります。

5条の1番から11番の中で、9番を除いた分で許可相当と思われる方
の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

それでは、9番、[]の分につきましては、都市計画との審議が未了だとい
うことで継続審議ということだと思いますが、継続審議というこ
とで挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

5条が終わりました。

議 長

それでは、次の審議に入ります。

事務局

議案書の88ページをお願いいたします。

議案第75号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」御審議を
お願いいたします。

議 長

こちらにつきましては。

副部会長

議案書の88ページをお願いいたします。

議案第75号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」報告いたします。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の89ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査説明資料の29ページと30ページをお願いいたします。

申請人は8月の総会で、別の農地であります。258平米を住宅に付属する農地として指定しております。

申請地の4126番の2は傾斜が多い地形で、7畝ほどが平地でありましたが、そこには多品目の野菜、作物が作付されていました。

申請地の4127番は、その上になりますが、進入できる状態ではなく、非農地化しております。

第3調査部会としては、遊休農地ではない農地と非農地化している農地のため、2筆とも指定不相当と判断しています。

以上、報告いたします。

議長

ただいま報告がありました。2筆とも住宅に付属する農地ではないという判定で来ております。

何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

それでは、ないようですので、住宅に付属する指定の審査表の説明をお願いします。

事務局

住宅に付属する農地指定申請につきましては、87ページに載せております審査表、こちらの7項目の部分で判断していただくようになりますけれども、まず2筆とも(1)から(4)ですかね、住宅と農地が原則として同一という部分と所有権移転の際に支障となる権利の設定もございません。また農地中間管理機構等の利用権の設定もされておらん農地でございます。4番につきましても住宅と同一所有地でございますので、ここまでは2筆とも適当というところに該当してきます。

(5)番としまして、原則として、20アール以内である農地というところで、こちら申請合わせて2,500ほどありますので、こちらのほうは、まず4126番につきましては、こちらについては未了ということ

で、台帳面積につきましては1,787平米あるんですけれども、部会の報告にもありましたとおり700平米前後じゃないかというところがございますが、ちょっと実面積不明ということで、こちら未了で表現しております。4127番につきましては、こちらは農地というところで不適というところで記載させてもらっております。こちらは現地調査の説明資料の30ページの写真の野菜が植わっている上のほうがその土地になるんですけれども、やはり山林化が進行して農地とは言えないというところで不適としております。

(6)の農地の全部、または一部が遊休農地であるという部分で、まず4126番の2につきましては、こちら写真のとおり作物の作付があるため遊休農地ではないというところで不適というところで判断できます。4127番につきましては、こちらも不適ということで、遊休農地というよりも、もう非農地化しておるといふところでの不適というふうに記載しております。

(7)番、こちらにつきましては、住宅の権利移動に伴い移動させることが適当な農地であるかというところでいきますと、こちらは耕作可能な農地ということで適当というところで4126番2については記載しております。4127番につきましては、こちらは農地として適当ではないということで不適ということでございますので、以上、こちら審査表から見ましても、2筆とも指定は不相当ということが言えるものかと思っております。以上でございます。

議長

事務局より説明がありました。

採決に入ります。

この住宅に附属する農地ということで、不適という調査部会の結果が出ております。これにつきまして、不適だと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員ですね。

それでは、これは認められないということでお願いします。

それで、また4127番につきましては、これはもう非農地化ということで、非農地として申請をお願いしたいというふうに思います。

また、4126の2番につきましては、現在キャベツなどを定植しております。原田委員、ちょっと誰が作ってあるのかして、それを3条申請なり何なりでこちらで買うか何か、3条申請ができればというふうな推進をお願いしたいなというふうに考えています。

農業委員

さっきのあれで副委員長が大体説明されたと思っておるんですけども、実は、さっきのあれで■■■さんの分の宅地と農地ということで売買があったんですけど、その沿線にこの土地があったので、この近くにキャベツを作付してある方から買上げにしたいというふうな希望があったんです。売りたいという希望があったので、実際に見られたら分かると思いますけど、宅地の裏山じゃないけど、急な畑になっておるもんやけん、刈取りをしよったんですけども、家族の中で意見が合わないで、危ないということで、購入した後のことがいろいろ心配があつてということで取りやめになった経過があります。一応話はして、買上げができるなら、もう一度また話をしていきたいと思います。

議長

よろしく願いいたします。
それでは、そのようにしたいと思います。

議長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の91ページをお願いいたします。
議案第76号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」御審議をお願いいたします。
説明につきましては、農業振興課の職員のほうからお願いしたいと思います。

議長

それでは、農業振興課のほうより説明をお願いします。

農業振興課

議案第76号、農業経営改善計画の認定について御意見をお伺いしたいと思います。
資料は91ページから95ページをお願いします。
申請者は、■■■さん。平成29年から令和3年の7月まで認定新規就農者だった方になります。志摩野北のビニールハウスでトルコキキョウを中心にダリア、アスターといった花を生産しております。
今回提出された農業経営改善計画において、現状から生産性の高い品種を導入することや連作障害への対応を検討するなど経営改善に向けた計画となっております。
また、既に昨年の所得は1,600万円を超え、5年後の年間所得目標についても市の認定基準を満たす計画であり、基本構想に適合していると考えております。
以上です。御審議をお願いいたします。

議 長

ただいま農業振興課のほうより説明がありました。
何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら採決に入ります。
原案に対しまして同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。
それでは、全ての議事が終了しました。

議 長

その他のほうに移ります。

事務局

議案の御審議ありがとうございました。

それでは、議案書のほうに沿っていきますが、96ページにつきましてはあっせんの申出の選定の際に申しましたとおりあっせんのてんまつということにつけさせていただいております。

97ページにつきましては、農地改良届ということで、ちょっと9月26日に農業委員会の三役協議により審議をさせていただいた案件を報告として上げさせていただいております。受理相当というところで審議をしております、監督委員は内野会長のほうが監督委員ということで決定しております。

98から102ページまでは、こちら申請地の位置図、字図、計画図等を掲載しております。

103ページ以降、103ページから109ページにつきましては、営農ヒアリングの資料をお二人分つけております。

それでは、議案書の110ページでございますが、第5回の農政対策委員会の報告書をつけております。御報告のほうをよろしく願いいたします。

議 長

それでは、農政対策委員会より報告をお願いします。

農業委員

報告いたします。

今日、本日これが終わります、推進会議がありまして、内容としまし

て研修会と、それから非農地証明の事務手続についての検討会をやりたいと計画しております。

それから、2番の糸島市耕作放棄地有効活用補助金についての検討、協議をしております。ここに書いてありますように、対象者の変更、それから改正ですね、ここら辺を検討いたしました。

それから、その他のところに書いてありますけれども、再生事業メニューの項目追加をするということで検討しております。下に書いてありますが、既存の単価とか書いてありますけれども、こういうふうな状態になっております。

それから、今日、また研修会とその非農地の事務手続とかありますけれども、そのときに勉強と一緒に検討会をしていただきたいと思います。

事務局

ありがとうございました。

次、111ページ、112ページにつきましては、今回また農地対策委員会のB班のほうで調査に行っておりますので、また委員長のほうから御報告をお願いしたいと思います。

議長

B班のほうからお願いします。

農業委員

それでは、農地対策B班で現地調査を行っておりますので、報告いたします。

調査日は、令和4年9月20日でございます。

今回は5件の新規就農者の就農状況について確認を行っておりますが、いずれも何らかの問題がありました。

まず1番からですが、もともと竹の進入があった農地をおじさんに当たる方から贈与によって農地取得されております。そのためか営農計画が出ておりませんでした。農地の進入口付近には500平米弱ぐらいだと思いますが、砂利が敷き詰められていて、今年1月現地指導が行われておりましたが、今もそのままの状態、さらに砂利の上乗せによってその厚さを増しておりました。砂利の撤去と併せて営農計画と事業計画の提出を求める文書指導を行っております。現地はいまだ作付等はありませんが、農地の一部、20アールぐらいかと思いますが、堆肥がまかれており、作付準備がされているようでした。

2番ですが、今年2月に農地を取得されております。229番、242番、243番は稲の作付がありましたが、228-1は作付なしの状態、農道のそばには俵や外壁廃材が捨てられており、8月30日付で文書指導をされていきましたにもかかわらず、今もそのまま、さらに捨て増しがありました。捨てる途中、捨てられる途中で知人からの指導もあったようですが、これは無視し、捨てられたそうです。非常に悪質ではないかと

思っております。これについても10月末までに撤去するよう文書指導をしています。

3番ですが、875-2、875-4にはバナナ二十数本ぐらい植わっており、入り口近くはある程度管理されていましたが、奥のほうは雑草が目立ちました。637-1にはバナナ8本が植わっていましたが、雑草が繁茂しており、バナナもほとんど、苗の状態はよく分かりませんが、植えたままの状態でも成長しておりませんでした。苗がかなり高いということで、バナナの脇芽といいますか、それを取ってまたつなげるということでございましたが、果たしてこれは農業と言えるのかなと思っておりました。廃材については撤去がしてありまして、草刈り等の管理徹底の文書指導をしております。

4番につきましては、1013-10番、2127-1番はカボチャの作付跡がありましたが、905-1番には作付はなしで、かなりのごみが捨てられており、一部は焼却されていましたが、廃材とともに瓶や鉄筋等もありました。ごみ撤去指導の文書を送っております。

5番ですが、2075にはトマト、2529にはオクラが栽培されておりましたが、ほかの農地にはその他の使用済みの廃土かと思われそうですが、それや野菜がらが捨ててあったり、以前からのキノコのハウス3棟については作付なしの状態でも一部雑草が繁茂しておりました。作付計画と草刈り等の農地管理の徹底の文書指導をしております。以上です。

事務局

ありがとうございました。

113ページにつきましては、9月に経営改善計画の認定を行った方々の一覧をつけておりますので、お目通しいただければと思います。

それでは、議案書の1ページに戻っていただきまして、今後の予定のほうでございます。

【資料に基づき説明】

今後の予定につきましては以上でございます。

すみません、こちら(8)になります、その他でございますけれども、事務局のほうからは特段申し上げる内容はございません。以上です。

議長

その他のほうもよかとやろうね。

事務局

その他のほうは事務局のほうである分はないです。

議長

じゃあ、ほかになかったら。

一番最後のページの認定農業者のあれが……。

農業委員 5番の■■■さんの現状の所得が1,000万円からあって目標が550万と半分くらいに減っているんですが、これは反対じゃないですか。

事務局 すみません、こちら確認させていただきまして、数字が入れ替わっておるとかなという気もしますが、こちら確認させていただきまして、こちら報告資料でございますので、また差し替え等がありましたら、また委員さんのほうに御提供させていただきます。申し訳ございません、確認をしておきます。

議長 以上で、ほかになかったら終わりますが。

事務局 それでは、閉会のほうに入りたいと思います。
閉会の御挨拶のほうを丸山副会長よりお願いいたします。

副会長 本日は案件が多い中、慎重審議ありがとうございました。またちょっと早いですけれども、これをもちまして第8回の糸島市農業委員会総会を閉会いたします。

この後、第3回の糸島市農地利用最適化推進会議もございますので、引き続きよろしくお願いいたします。どうもお疲れさまでした。

令和4年10月7日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

13番 奥 功

16番 濱 地 則 夫

